

意見公募要領

1 意見公募対象

＜省令案＞

- (1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案
- (2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の一部を改正する省令案

＜告示案＞

- (4) 電波法第七条第一項第二号及び第三号の審査に適用する受信設備の特性（昭和61年郵政省告示第395号）の一部を改正する告示案
- (5) 電波法施行規則別表第一号の三の第1の表21の項及び第2の表2の項の規定による許可を要しない工事設計の軽微な事項（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する告示案
- (6) 無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備（平成25年総務省告示第323号）の一部を改正する告示案
- (7) 無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備（平成27年総務省告示第423号）の一部を改正する告示案
- (8) 無線設備規則第四十九条の七の四第一項第一号ロ等の規定に基づく高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件（平成31年総務省告示第〇〇号）を定める告示案
- (9) 無線局免許手続規則第十条の二第一項の規定に基づく陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号（平成23年総務省告示第520号）の一部を改正する告示案
- (10) 無線局免許手続規則第十五条の三第四項の規定に基づく工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備（平成5年郵政省告示第407号）の一部を改正する告示案
- (11) 無線局免許手続規則第十五条の五第一項第二号の規定による簡易な免許手続を行うことのできる無線局（昭和36年郵政省告示第199号）の一部を改正する告示案
- (12) 無線局免許手続規則別表第二号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（平成16年総務省告示第859号）の一部を改正する告示案
- (13) 周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案
- (14) 無線設備規則第四十九条の七ただし書の規定に基づくMCA陸上移動通信を行うMCA制御局等の設備であって、同規則第四十九条の七の各号の条件を適用

することが困難又は不合理である無線設備の技術的条件（平成5年郵政省告示第123号）等を廃止する告示案

<訓令案>

(15) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を変更する訓令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「1 背景」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：landmobile_firstech_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府

の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願
いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送
付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、
ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっ
ています。

（3）郵送する場合

〒100 - 8926 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合
があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャスト
システム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者まで
お問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承
ください。

（4）FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5946

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 30 年 12 月 18 日（火）から平成 31 年 1 月 21 日（月）まで（必着）

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞ
れの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下
さい。

- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

【周波数割当計画の変更案以外について】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当：石黒課長補佐、鈴木第一技術係長

電 話：03-5253-5895

F A X：03-5253-5946

電子メールアドレス：landmobile_firstech_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

【周波数割当計画の変更案について】

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：竹下周波数調整官、黒川第二計画係長

電 話：03-5253-5875

F A X：03-5253-5940

電子メールアドレス : freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見